

第25号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

令和2・3年度の保険料軽減対策は、平成30・31年度に引き続き、さらに2年間の実施をすることになった。この軽減対策に必要な経費は、都内全区市町村の負担金（一般財源）によって支弁するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となった。

1 変更内容

規約の附則第5項中「平成30年度分及び平成31年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「平成30年4月1日現在」を「令和2年4月1日現在」に改める。

◎関係区市町村の一般財源から保険料の軽減のために負担を求める経費

項 目	負担割合
審査支払手数料相当額	100%
財政安定化基金拠出金相当額	100%
保険料未収金補填分相当額	100%
保険料所得割額減額分相当額	100%
葬祭費相当額	100%

2 保険料構成図

本来の保険料経費	医療給付費 等	※軽減措置後の保険料経費
	財政安定化基金交付金	
	保険料所得割額減額分	※追加抑制策
	審査支払手数料	※都独自軽減策（一般財源）
	財政安定化基金拠出金	
	保険料未収金補填分	※特別対策（一般財源）
	葬祭費	

3 施行期日

令和2年4月1日

一般財源の概要

東京都独自軽減策

(1) 保険料所得割額減額分

低所得者対策の「所得割額」減額（東京都広域連合の独自分：50%・25%減額）の財源は、各区市町村の一般財源を投入するものとされている。

特別対策（4項目）

(1) 審査支払手数料

診療報酬の審査支払手数料。

(2) 財政安定化基金拠出金

各区市町村の療養給付費に係る財源不足等に対し、貸付等を行うための基金。国、東京都、広域連合（各団体）それぞれが、拠出金総額の1/3を負担する。

(参考)

東京都と広域連合の協議の結果、次期における医療給付費の増に対応するための基金留保額（約212億円）を平成30年度末の基金残高で既に留保できていることおよび平成28年度以降、基金の取り崩しがないこと等を勘案して、令和2・3年度は財政安定化基金の拠出はしないこととなった。（拠出率0%）

(3) 保険料未収金補填分

保険料収納率が100%を下回る場合は、その不足分を各区市町村が補填する。

(4) 葬祭費

被保険者が亡くなり、葬祭を行う者に支給する。広域連合からの支給額（5万円）の葬祭費の財源は、特別対策により各区市町村の一般財源を投入している。

（※区では、さらに一般財源より2万円を上乗せし、7万円を支給）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

改 正 案	現 行								
第1条～第19条（略）	第1条～第19条（略）								
附 則	附 則								
1～4（略）	1～4（略）								
5 令和2年度分及び令和3年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中	5 平成30年度分及び平成31年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
備考	備考								
1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。	1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。								
2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。	2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。								
とあるのは、	とあるのは、								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td><td>100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td><td>100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント								

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成30年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

令和2・3年度の保険料率について(最終案)

厚生委員会資料
令和2年2月25日
健康推進部国保医療年金課

算定案

賦課総額 3,703億円

4項目の特別対策 ・葬祭事業 ・審査支払手数料 ・財政安定化基金拠出金 ・保険料未収金補填	計211億円 約82億円 約66億円 0億円 約63億円	区市町村負担金合計 215億円(2年間)
所得割額独自軽減	約4億円	

	H30・R1年度	R2・3年度	増減	増減率
均等割額	43,300円	44,200円	900円	2.1%
所得割率	8.80%	8.81%	0.01ポイント	0.1%
一人当たり 平均保険料額 (平成30年1月最終案)	97,127円	101,254円	4,127円	4.3%

最終案算定時の設定条件

()は「算定案」時の設定

- 被保険者数は、令和2年度を「**159.6万人**(伸び率1.59%)」(159.7万人)、令和3年度を「**160.8万人**(伸び率0.75%)」(160.9万人)と推計した。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、診療報酬改定を含め「**0.40%**」(0.33%)と推計した。
- 後期高齢者負担率は、厚労省通知に基づき「**11.41%**」(11.39%)とした。
- 所得係数は、厚労省が行った全国調査に基づく暫定値を含め、「**1.61**」と推計した。
このため、均等割額と所得割額の賦課割合は、「**38.31:61.69**」となる。
- 平成30年度税制改正(給与所得控除・公的年金等控除の基礎控除への振替)に伴う令和3年度からの旧ただし書き所得の変動による影響額については、令和3年度の所得総額を「**40億円減**」と見込んだ。
- 被保険者の所得の伸び率は、令和元年6月の確定賦課時点の保険料算定所得(確定値)を踏まえ「**-1.16%**」とした(1年間では-0.58%)。
- 国の保険料軽減特例措置については、現在公表されている見直し内容によった。
- 平成30・令和元年度の財政収支に係る剰余金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源(2か年で4億円)を含め「**186億円**」(150億円)と見込んだ。
- 区市町村の保険料予定収納率を「**98.30%**」とした。
- 保険料の賦課限度額は、厚労省通知に基づき「**64万円**」(62万円)とした。

最終案

令和2年1月 東京都後期高齢者医療広域連合

賦課総額 3,695億円

4項目の特別対策 ・葬祭事業 ・審査支払手数料 ・財政安定化基金拠出金 ・保険料未収金補填	計213億円 約82億円 約68億円 0億円 約63億円	区市町村負担金合計 217億円(2年間)
所得割額独自軽減	約4億円	

	H30・R1年度	R2・3年度	増減	増減率
均等割額	43,300円	44,100円	800円	1.8%
所得割率	8.80%	8.72%	-0.08ポイント	-0.9%
一人当たり 平均保険料額 (平成30年1月最終案)	97,127円	101,053円	3,926円	4.0%

【保険料額比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】

単位:円

公的年金 収入額	軽減割合				保険料額(年額)							
	R元年度		R2年度		R元年度		R2年度		R3年度			
	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	増加額	増加率	増加額	増加率	増加額	増加率
80万円	8割軽減	—	7割軽減	7割軽減	8,600	13,200	4,600	53.5%	13,200	4,600	53.5%	
168万円	8.5割軽減	50%軽減	7.75割軽減	7割軽減	13,000	16,400	3,400	26.2%	19,700	6,700	51.5%	
173万円	5割軽減	25%軽減	5割軽減	5割軽減	34,800	35,100	300	0.9%	35,100	300	0.9%	
196万円	5割軽減	軽減なし	5割軽減	5割軽減	59,400	59,500	100	0.2%	59,500	100	0.2%	
219万円	2割軽減	軽減なし	2割軽減	2割軽減	92,700	92,800	100	0.1%	92,800	100	0.1%	
240万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	119,800	119,900	100	0.1%	119,900	100	0.1%	
350万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	212,200	211,500	-700	-0.3%	211,500	-700	-0.3%	
450万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	281,700	280,400	-1,300	-0.5%	280,400	-1,300	-0.5%	
922万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	620,000	640,000	20,000	3.2%	640,000	20,000	3.2%	

※R2年度及びR3年度の所得割額の軽減割合はR元年度と同様

保険料の賦課限度額

参考: 政令どおりの場合

賦課総額 3,911億円

	H30・R1年度	R2・3年度	増減	増減率
均等割額	43,300円	46,700円	3,400円	7.9%
所得割率	8.80%	9.41%	0.61ポイント	6.9%
一人当たり 平均保険料額 (平成30年1月最終案)	97,127円	107,077円	9,950円	10.2%

令和2・3年度保険料率(最終案)と過去の保険料率等比較表

令和2年1月 東京都後期高齢者医療広域連合

保険期間		平成26・27年度		平成28・29年度		平成30・令和元年度		令和2・3年度			
		算定案		最終案		算定案		最終案			
条 件		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）	
保険料率		均等割額 42,200円	所得割率 8.98%	均等割額 42,400円	所得割率 9.07%	均等割額 43,300円	所得割率 8.80%	均等割額 44,200円	所得割率 8.81%	均等割額 44,100円	所得割率 8.72%
前期比増減		2,100円	0.79ポイント	200円	0.09ポイント	900円	-0.27ポイント	900円	0.010ポイント	800円	-0.08ポイント
区市町村負担額 （2年分）		約204億円 【特別対策合計201億円＋所得割軽減3.4億】		約202億円 【特別対策合計199億円＋所得割軽減3.4億】		約211億円 【特別対策合計207億円＋所得割軽減3.6億】		約215億円 【特別対策合計211億円＋所得割軽減4億】		約217億円 【特別対策合計213億円＋所得割軽減4億】	
一人当たり平均 保険料額		97,098円 平成26年1月最終案		95,492円 （平成28年1月最終案）		97,127円 （平成30年1月最終案）		101,254円		101,053円	
対前期比		4.2%		-1.7%		1.7%		4.3%		4.0%	
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
収入 額別 保険 料額 ※1	単 身	80万円	4,200円	4,200円	4,200円	4,300円	8,600円	13,200円（4,600円）		13,200円（4,600円）	
		168万円	6,300円	6,300円	10,400円	13,000円		16,500円（3,500円）	19,800円（6,800円）	16,400円（3,400円）	19,700円（6,700円）
		173万円	25,500円	25,700円	31,100円	34,800円		35,300円（500円）		35,100円（300円）	
		211万円	59,800円	60,200円	76,000円	85,600円		86,400円（800円）		85,800円（200円）	
	2 人 世 帯	192.5万円	59,900円	60,300円	71,000円	78,000円		78,900円（900円）		78,400円（400円）	
		211万円	68,200円	68,700円	84,400円	94,200円		95,200円（1,000円）		94,600円（400円）	
保険料算入経費 の構成図 （金額は2年分）		賦課総額 3,155億円		賦課総額 3,274億円		賦課総額 3,544億円		賦課総額 3,703億円		賦課総額 3,695億円	
※医療給付費 ＝賦課総額－調整交付金交付調整分※2 －健診事業											
賦課限度額		57万円		57万円		62万円		62万円		64万円	
限度額到達所得※3		5,878,000円		5,817,000円		6,554,000円		6,536,000円		6,834,000円	
備 考		・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・保険料抑制のため、財政安定化基金145億円を充当することとした。		・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金84億円のほか、保険料抑制のため、財政安定化基金145億円を充当することとした。		・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金180億円を収入として計上することとした。		・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 ・剰余金150億円を収入として計上した。		・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 ・剰余金は保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源（4億円）を含め186億円を収入として計上した。	

※1：収入額は本人の年金収入、2人世帯は、本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円の場合を想定。()は対平成29年度比。

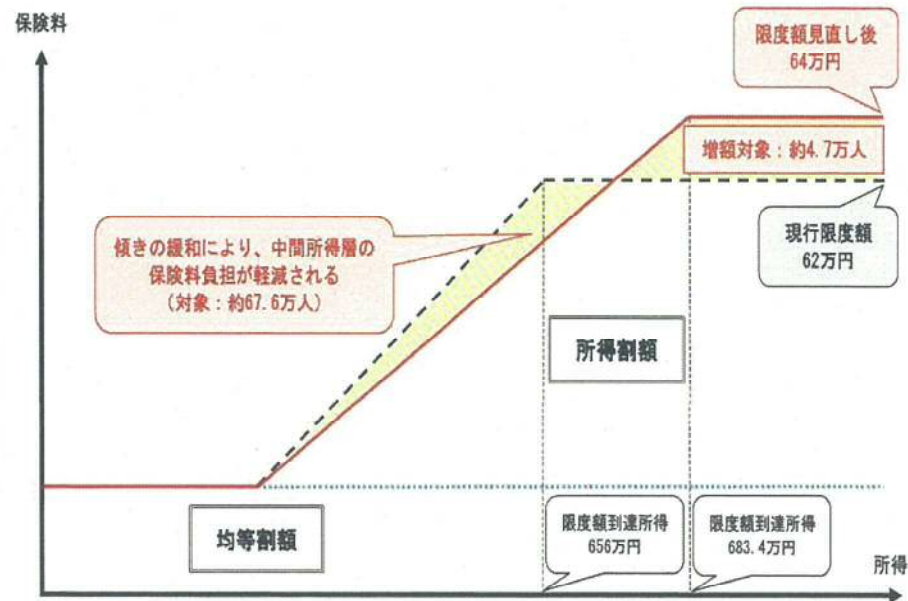
※2：調整交付金交付調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分。

※3：賦課限度額に到達する賦課のもととなる所得金額。

令和2年1月 東京都後期高齢者医療広域連合

保険料の軽減対象拡充

- 保険料の賦課限度額62万円から**64万円**への引き上げが図られた。
- 賦課限度額の見直しにより、被保険者の総所得金額の合計額が増加し、その結果、**中間所得層の保険料負担が軽減**される。



- 低所得者の均等割保険料の軽減対象（２割及び５割軽減）の拡充が図られた。
- 軽減措置の見直しにより保険料が軽減される被保険者が増加する。

- ① 均等割額2割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(新規対象者3.8千人増)
(現行) 基準額 33万円+51万円×被保険者数【年金収入 219万円以下】
(改正後) 基準額 33万円+52万円×被保険者数【年金収入 220万円以下】
- ② 均等割額5割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(新規対象者2.8千人増)
(現行) 基準額 33万円+28万円×被保険者数【年金収入196万円以下】
(改正後) 基準額 33万円+28.5万円×被保険者数【年金収入 196.5万円以下】

